

## 6. テールゲートリフター等荷役機器装着助成

事業概要	令和5年4月1日から令和6年2月15日に荷役作業等の効率化に資するテールゲートリフターを導入（装着）した際に、その費用の一部を助成します。
予算	300万円
助成金額	1 事業者3台までで、下記(1)(2)の合計を申請してください。 1 台あたりの助成額は下記のとおりです。 (1) 後部格納式・床下格納式 … 10万円/1台 (2) 垂直式・アーム式 … 5万円/1台
助成条件	① 静岡協が指定する機器であること。 ② 未使用の機器であること。 ③ 機器未装着の事業用自動車に、新たに機器を装着したものであること。 ④ 申請受付期間中に、該当する機器を装着した事業用自動車を導入し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たに機器を後付装着し構造等変更検査を受けたものであること。
助成対象外となる条件	・割賦は申請不可。 ・中古品のテールゲートリフター。 ・テールゲートリフター装着済みの中古車（登録済のいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）。 ・既に装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと同様に付け替えたもの。
申請期間	令和5年4月1日～令和6年2月15日 ※予算上限に到達次第受付終了
必要書類	下記①～⑤の書類を「静岡県トラック協会 業務部」にご提出願います。 ① テールゲートリフター等荷役機器装着助成金交付申請書（兼助成金請求書） ② 領収書の写し（リースの場合はリース契約書の写し） ・対象車両の登録番号または車台番号の記載が必要です。 ・手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了している必要があります。 ③ 自動車検査証記録事項の写し ・自動車検査証では、所有者、使用者が確認できませんので、必ず自動車検査証記録事項の写しを添付して下さい。 ・後付け装着の場合は、構造変更検査前後2通の自動車検査証記録事項の写しも添付して下さい。 ④ 販売（装着）証明書 ⑤ 助成金振込口座の通帳（または小切手帳）の写し ・助成金の申請者と振込先口座名義人が同一か確認します。 ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が明記されていること。
注意事項・よくある質問	・1 事業者につき複数回申請可。